
基本的な考え方

本編は、環境配慮指針の基本的な考え方や本書の利用の方法等について述べています。

1 横須賀市環境配慮指針の策定にあたって

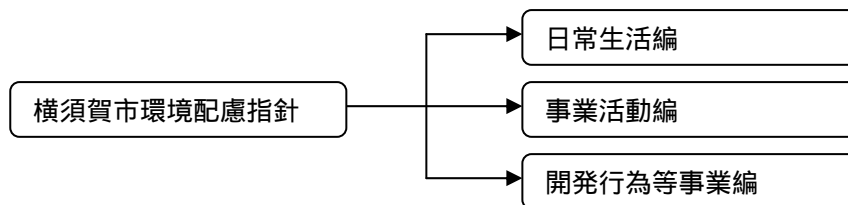
今日の複雑多岐にわたる環境問題の根本的解決を図っていくためには、事務・事業などの市の取組に加え、市民及び事業者の環境への配慮行動が不可欠となっています。

また、本市の環境の特徴のひとつに、地形・地質の成り立ちに起因した災害に対する脆弱性や土地利用上の制約性等の問題がありますが、こうした条件下における環境利用にあたっては、環境への負荷をより少なくし、事業の実施効果をより高めるガイドラインが必要となっています。

こうしたことから、環境基本条例第10条に基づく、市民及び事業者の活動や環境利用に際しての配慮指針を策定することにより、横須賀市環境基本計画のめざす“人と自然にやさしく、うるおいのあるまち よこすか”の具体的実現を図ろうとするものです。

2 環境配慮指針の構成

横須賀市環境配慮指針の基本的な構成及び概要は以下のとおりです。



1) 日常生活編

「横須賀市環境基本計画 行動編」に掲げる“市民の環境配慮への基本的取組”を掘り下げ、日常生活における環境への配慮のための指針を定めます。

2) 事業活動編

「横須賀市環境基本計画 行動編」に掲げる“事業者の環境配慮への基本的取組”を掘り下げ、オフィスにおける環境への配慮のための指針を定めます。

3) 開発行為等事業編

事業者（市を含む）が、市内で開発や事業を行うにあたって、自主的で適切な環境への配慮を進めるために必要な指針を定めます。本書がこれにあたります。

3 開発行為等事業編について

1) 開発行為等事業編の性格

民間事業者が実施する開発や行政が主体となる公共事業は、地域の環境資源を利用することから、環境に様々な影響を及ぼす可能性をもっています。

このようなリスクに対して、これらの影響を最小限に抑えつつ、良好な環境の保全と創造を図っていくためには、地域のもつ環境特性を事前に知り、事業内容の変更や計画地の変更、施設配置の変更などが可能である早期の段階から、自主的かつ積極的な環境配慮を行っていくことが大切です。

本指針は、こうした考え方にに基づき、事業実施の際の各場面ごとに必要な環境配慮事項をガイドラインとしてとりまとめたものであり、事業の実施による環境への影響をより少なくし、事業効果をより高めるための、創意工夫や適切な対応の実践などに役立ててもらうことをねらいとしています。

2) 開発行為等事業編の対象

本指針は規制・罰則を伴うものではありませんが、本市の環境特性上、土地利用に際しての環境への配慮は持続的な都市の発展を図る上で重要な課題となっています。

こうしたことから、指針に対応する配慮方策を事業計画に取り入れてもらい、市として、継続的な指針の運用による環境に配慮したまちづくりの実践を図っていきます。

3) 本書の利用方法

本書の利用に際し、自主的な配慮を行っていく手順は次のとおりです。

利用手順	参照ページ	備 考
	1 . 事業の計画地の確認	
2 . 事業の計画地及び周辺の環境特性の把握	環境情報編 例:7ページ	環境情報図において、事業の計画地及び周辺の各種の環境特性を地図と凡例から判読します。
3 . 事業の計画地及び周辺の配慮事項の把握	環境情報編 例:6ページ	特に配慮が必要な地域は、凡例の右覧に配慮指針番号を掲げています。先頭番号(~)は、下記に示すような事業段階に応じたものとなっています。事業の進捗状況に対応する配慮指針番号を把握してください。 番台:計画地の検討にあたっての配慮 番台:土地利用及び施設配置の検討に際しての配慮 番台:土地の改変や建設工事にあたっての配慮 番台:施設の操業や供用時における配慮
4 . 配慮の必要性の検討	配慮指針編 例:31ページ	指針番号に対応する指針が、事業の実施にあたって既に配慮されているか否か、また、今後の配慮の必要性について検討します。さらに、本書に掲げる指針以外の配慮の必要性についても、十分検討します。
5 . 事業計画における配慮方策の検討・実施	-	該当する配慮指針に基づく配慮方策を検討し、できる限り事業計画に取り入れ、事業を実施します。

4) 本書の利用上の注意

自然・社会環境は日々変化しているため、環境情報図作成後、情報図の内容が一部変化している場合があります。

また、環境情報図は、市域の環境に関する各種の既存資料や文献などをもとに作成しているため、事業計画の策定や実施に際しては、現地調査などで十分補完してください。

本書に掲載している環境情報図は、原図を縮小したものです。

原図は、環境計画課で閲覧もしくは貸し出すことが可能です。

配慮指針は、環境情報図をはじめ、市域に関する既存資料や文献などをもとに抽出しているため、事業計画の策定や実施に際しては、現地調査などで新たに配慮すべき事項を計画に取り入れ、自主的かつ積極的に対応を図ることが必要です。

公害や交通渋滞など情勢によって変わるものや、廃棄物やエネルギーなど、地域の環境特性とは別に生ずる問題等については、地域が特定できないため配慮指針のみ掲げています。これらの環境情報図とは直接関連づけられない指針については、配慮指針番号の末尾に*印を付しています。

5) 環境ナビゲーションシステムの活用

本市では、より容易かつ効率的に配慮をしていただくために、この環境配慮指針をパソコンで利用できる「環境ナビゲーションシステム」のCD-ROMを貸与しています。このCD-ROMでは、開発等を行う地域を選択することにより、その地域の環境特性や配慮指針が定量・定性的に把握できるとともに、対応策や配慮の事例を見ることができますので是非ご活用ください。